



2021年10月6日

各 位

会 社 名 OKK株式会社  
 代表者名 代表取締役常務執行役員 森本 佳秀  
 (コード番号：6205、東証第1部)  
 問合せ先 代表取締役上席執行役員 足立 圭介  
 管 理 本 部 長  
 (TEL. 072-771-1159)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年10月6日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を「2021年11月10日開催予定の臨時株主総会」に付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### I. 定款一部変更の件

##### 1. 定款変更の目的

##### 会計監査人に関する規定

会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、会計監査人の条項を新設いたします。また、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定も併せて新設するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第38条 (条文省略)	第1条～第38条 (現行どおり)
(新設)	第6章 <u>会計監査人</u>
(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u> 第39条 <u>当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の責任限定契約)</u> <u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>46</u>条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2021年11月10日(水曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 2021年11月10日(水曜日) |

以 上